

## 各自治体における行政計画関係条項

自治体名	条項抜粋
北海道	<p><b>(基本計画)</b></p> <p>第9条 知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。</p> <p>3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p>
東京都	<p><b>(食品安全推進計画)</b></p> <p>第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 食品の安全の確保に関する施策の方向</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項</p> <p>3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ<a href="#">第二十六条第一項</a>に規定する東京都食品安全審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>6 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。</p> <p>7 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。</p>

<p>名古屋市</p>	<p>(行動計画)</p> <p>第7条 市長は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 食の安全・安心の確保に関する施策の大綱</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>3 市長は、行動計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 市長は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。</p>
<p>京都市</p>	<p>(食の安全安心推進計画)</p> <p>第9条 市長は、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「食の安全安心推進計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 食の安全安心推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する目標</p> <p>(2) 食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する取組</p> <p>(3) その他食の安全安心施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>3 市長は、食の安全安心推進計画を定めるに当たっては、<a href="#">第17条</a>に規定する審議会の意見を聴くとともに、食品等事業者、市民及び観光旅行者等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、食の安全安心推進計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、食の安全安心推進計画の変更について準用する。</p>